

□■ 総務委員会主催

「第37回 消費者問題懇話会」

「個人情報とこれからの消費社会 ～マイナンバー、ビッグデータなど～」報告 □■

12月3日(木)、エルおおさか研修室にて、「第37回 消費者問題懇話会」を開催しました。

消費者問題懇話会は、NACSの理念のひとつでもある「企業・行政・消費者の懸け橋」としての活動の一環として、毎年開催しています。今回は正会員、賛助会員企業、一般企業、行政職員・相談員など33人の方が参加されました。

第1部では、弁護士の川村 哲二氏（大阪弁護士会）より講演をしていただきました。

以下、講演の要点を記します。

個人情報保護法（以下、保護法）については、事業者の義務規定施行後10年を経過して今年度改正された。保護法は、個人情報の保護を絶対の価値とするものではなく、バランスのとれた保護と利活用を目指すものである（第一条に目的が記載）。施行以来情報保護に関する過剰反応が多い。また、保護法の原則は厳格だが例外規定も多い。一方、保護法には流出・漏えいの場合の責任についての直接の規定はなく、損害賠償などは民法が適用される。個人情報保護委員会が2016年1月1日に設置され、これまで分散していた権限を一元化し、個人情報にかかわる規則整備や監督の任を負うことになった。また、今世間で注目を集めているマイナンバー法は保護法の特別法である。今年度のマイナンバー法改正の主な内容は利用分野の将来的拡充（医療分野、銀行など）にある。年金への利用は年金情報漏えい問題により延期された。マイナンバー制度の目的は、①公平・公正な社会の実現（負担を不当に免れることや不正な給付の防止）、②行政の効率化（時間や労力の削減）、③国民の利便性の向上（行政手続きの簡素化）とある（政府の説明）。マイナンバーの利用は、社会保障、税、災害対策分野の中で法律に定められた行政手続きにしか利用できない。個人情報データについては、これまで通りそれぞれの行政部門で分散管理され（つまり、それぞれの部門のデータがマイナンバーと結び付けられる）、全部門を統合した大きなデータベースができるわけではない。ビッグデータについては、その定義は一樣ではない。過去、JR東日本のSuica事件や大阪駅構内の顔認証事件などでのトラブルを踏まえ、保護法で「匿名加工情報」取り扱いについて規定が新設された。具体的にはデータの加工や取り扱いなどに関して事業者には義務が課せられることになった。最後に、ますます進展する情報社会にあっては、法制度の整備と共に、個人情報に関する消費者教育が重要であると結ばれました。



(川村弁護士)

第2部では、冒頭にスタッフが行政、事業者、消費者の配役でマイナンバー、ビッグデータを題材に寸劇を演じました。

その後、参加者が4つのグループに分かれて討議を行いました。テーマは、「マイナンバーまたはビッグデータの活用」としました。活発な討議が行われ、最後に各グループの発表を行いました。マイナンバーについては、ITと連携すれば企業、消費者にもメリットが出てくるかもしれない、特に若者には抵抗感がないのでは。個人としては、行政手続き、身分証明書などのメリットはあるが、企業にとっては民間活用が認められていないため今のところ何もない。税金が公平に徴収されるという意味では社会全体のメリットにはなる。ビッグデータについては、震災後の災害対応などを例に挙げ、データの有効活用が行われればもっと生活に役に立つのでは、といった報告がなされました。

(総務委員会 城戸 譲二)



(スタッフによる寸劇披露)